

史料紹介 昌平鬻儒者・古賀侗庵の意見書

— 中西忠蔵活字版一件の処理過程と出版統制の変更 —

清水光明*

なお、従来の研究では、天保十三年六月の触れ（「新板書物之儀ニ付触書」）は、林家・昌平鬻による検閲の開始や合巻・人情本の作者への処罰といった点が注目されてきた⁽⁶⁾。しかし、この触れには、それまでは写本で密かに流布させるしかなかった徳川時代に関する経世論や史書の刊行（製版本・木活字本）を幕府が許可した側面があったのである。そして、この変更は、幕末の尊王思想の出版・流通等に大きな影響を及ぼすことになる。

以下、同史料の内容及びその後の状況を、他の史料も踏まえながら時系列上に簡単に整理しておく。

(1) 中西忠蔵活字版一件の発端

本稿では、石川武美記念図書館成實堂文庫が所蔵する古賀侗庵「侗庵雜記」(自筆の手控⁽¹⁾)のうち、天保十二(一八四一)年の中西忠蔵活字版一件に関する意見書及びそれをめぐる経緯を書き留めた内容を全文翻刻・紹介する。

この史料は、従来の研究では全く知られていない⁽²⁾。だが、ここには、天保改革期の政治史・思想史・文学史に関する重要な内容が含まれていると思われる。まず、若年寄・大岡忠固(岩槻藩主)に提出された侗庵の意見書は、彼の思想や昌平鬻儒者としての動向を把握する上で有益である⁽³⁾。また、意見書の前後には、中西忠蔵活字版一件の処理についての知られざる経緯が記されている⁽⁴⁾。そして、侗庵の意見書に沿うかたちでこの一件の処理が、天保十三(一八四二)年六月の出版統制の変更——とくに、歴代將軍の事跡についての記述を許可した点⁽⁵⁾——につながったものと推測されるのである。

・天保六(一八三五)、七年〜同十二年・小普請組・中西忠蔵(昌平鬻に学び、古賀侗庵に師事)、助手七〜八名を使って二十種の書物を木活字本で出版し、本屋で販売する。

・天保十二年五月・江戸町奉行・遠山景元へ、隠密廻から木活字本の『政談』と忠蔵の出版書目(下記③)を添えた上申(下記②)があった。景元はそれを老中・堀田正篤(後の正睦)に提出した⁽⁸⁾。

・天保十二年五月・將軍・徳川家慶は、享保・寛政を模範として政治を行うと宣言した(天保改革の開始⁽⁹⁾)。

・天保十二年八月十四日・侗庵、若年寄・忠固(主膳正殿)の用命のため明日登城せよとの書付を目付から受け取る。翌日、奥右筆・桑山六左衛門とともに新部屋(老中・若年寄と諸役人の用談場所⁽¹⁰⁾)に赴いた侗庵に対して、忠固は以下の三通の書付と木活字本『政談』を渡す。

①「覚」：下記③のリストには、「御家之御事蹟並御政事筋等之儀ども」を記した書籍がある。これらは、版本で流布しても構わないで

あろうか。この版本の製作者に処罰を下せば、「文学御引立」の障害になってしまいうだろうか。

② 「活板致し候者之義ニ付申上候書付」…隠密廻が江戸町奉行・景元に提出した書付。⁽¹¹⁾

③ 「中西仲蔵活板書目」…上記二十種の木活字本のリスト。⁽¹²⁾

すなわち、隠密廻↓景元（江戸町奉行）↓正篤（老中）↓忠固（若年寄）↓侂庵（昌平黌儒者）というルートで、この一件が問題化し、どう処理するべきかという点が模索された。

(2) 古賀侂庵の意見書とその内容

・天保十二年八月二十四日・侂庵、奥右筆・桑山とともに新部屋に赴き、忠固に書付を提出する。その内容は、おおよそ以下の通りである。

〔a〕「治国安民経済之術」は、学者が常々講究すべきものである。古来の学者が「無益之空理」を議論し「当世之用」に役立たない文章が増えたのは、「学者之流弊」である。

〔b〕政治は時代によって在り方が異なる。「王朝之政法」も、同じ武家の世の鎌倉・室町も、そのままでは用い難い。

〔c〕今日、「経済実用之学」に志すのなら、「慶長元和以来之国体」を研究しなければならない。近年、「唐土明清之儒生」が「古代」は差し置いて、「本朝臣下之上書奏議類」を編集・出版し広く世に普及しているのはこのためである。

〔d〕上記③の目録中、徳川將軍歴代の「御武徳御仁政」や「治国之得失当否」を記したものは、「当世有用之学」に心掛けたのである。なので「御政事」の妨げにはならない。

〔e〕代々の將軍の事跡を記した刊本を禁止したのは、この百年位の

ことである。それ以前は問題なかった。その後、これが禁止された理由は不明だが、下賤の身分の者が代々の將軍の事跡等を公然と出版することが多かったために、当時の役人が取り計らったのである。

〔f〕この処置には道理はあるが、代々の將軍の「御武徳御仁政」を一切刊本に記してはいけないのでは遠方の人が感化される機会がなく、「盛世之御政事」には少し見が狭い。

〔g〕「明清之世」では法令は非常に厳しくなっているが、「先王之功業・当時之政法」を刊行しても処罰されることはない。これは、「教化之助」にもなるため差し置いているのだろう。

〔h〕中国の「政事風俗」は良いとは言えないが、日本は古来より中国を参照してきた。この点は、「唐土大国寛大之風」とも言えるので、取り用いてもよいのではないか。

〔i〕「邪説」や「時政」を誹謗した著述を差し置くことは難しい。今回の木活字本にはそのような内容はないので、処罰を下す理由はない。学者が「経済之学」を研究する上で助けになるので、「御文徳之教化」に役立たないとは言えない。

〔j〕もし一様に禁止すると、「文学御引立」の障害になる。かつ学者が「経済実用之学」から「迂闊無用之風」に立ち戻ってしまう。木活字本を出版した者はそのままに差し置くほうが妥当である。

すなわち、侂庵は、〔i〕〔j〕のような忠蔵の処罰に関する内容のみならず、〔e〕〔h〕のように出版統制そのものに批判的に言及している。

(3) 中西忠蔵活字版一件の処理過程と出版統制変更

・天保十二年八月二十五日～九月七日・奥右筆・桑山から侘庵へ書付が返却され、しばらく待機せよとの指示があった。その後、同人から侘庵の書付を小普請方へ引き取る旨の連絡。その後、しばらくして同人から近く敢て勝手次第とする旨の連絡があった。

・天保十二年九月七日・老中・正篤、忠蔵には処罰をしない旨の回答を町奉行・景元に通達する。⁽¹³⁾

・天保十二年九月九日・奥右筆・桑山とともに新部屋に赴いた侘庵に対して、忠蔵は侘庵の述べた趣旨により忠蔵を処罰はしない旨を老中たちにも申し聞かせた、と回答する。同日夕刻、侘庵は、奥右筆・桑山宅へ承付（老中・若年寄等から口頭で受けた回答・指示に対する請書⁽¹⁴⁾）を提出する。

・天保十二年十二月・幕府、株仲間の解散を命じる。これにともなって、書物問屋仲間も解散した。

・天保十三年六月三日・幕府、「新板書物之儀ニ付触書」を布達し、出版統制を変更する。⁽¹⁵⁾

すなわち、侘庵↓忠蔵↓老中↓景元というルートで、中西忠蔵活字版一件についての処理がなされている。以上の経緯を踏まえると、忠蔵に提出した侘庵の書付は、単に忠蔵の処罰の問題のみならず、この出版統制の変更にも影響を与えていると思われる。

〔凡例〕

一、翻刻は、可能なかぎり原史料の体裁に従った。ただし、読点「、」と中黒「・」を適宜補った。

一、擡頭・平出・闕字等は、原史料の体裁に従った。

一、原史料には虫食いのために判読不能な箇所が散見される。その箇所

については、^(虫食)□と表記した。

一、「」内の語は、全て翻刻者による。

〔翻刻〕

天保十二丑八月十四日、当番御目付を差越候書面

主膳正殿〔大岡忠固〕御用有之候間、御自分明十四日五半時

御城え罷出候様可申達旨、御同人被仰渡候、依之申達候、以上、

八月十四日

当番

御目付中

古賀小太郎殿

右返書

主膳正殿御用之儀御座候様間、拙者儀明十五日五半時

御城え罷出候様御同人被仰渡候段被成御達、承知仕候、以上、

八月十四日

古賀小太郎

御当番

御目付中

右ニ付、主膳正殿御宅へ御請として罷出申置、然処此度之こと御目付

を達有之節ハ御請に不及候由、

同十五日五ツ時過、参城、御目付え差出候書付

主膳正殿御用御取候間、今十五日五半時、

御城え罷出可申旨、御同人被仰渡候段、御当番御目付は昨十四日被成御達候ニ而罷出申候、以上、

八月十五日

古賀小太郎

一、当日御礼済、桑山六左衛門差引いたし新部屋え罷出候所、主膳正殿御達有之候書付三通被成御渡、左之通、

覚

別紙活板ニ致し候書籍之内、御家之御事蹟並御政事筋等之儀ども書顯し候類相見候、右之板本にて世上流布致し候而も不苦品ニ候哉、且又右之類へ御咎等被仰付候而も自然文学御引立之障りニ者相成不申候哉、彼是其方申答可被申聞候事、

活板致し候者之義ニ付申上候書付

隠密廻

小普請支配

岡村丹後守 (直恒) 組

中西仲藏

下谷御切手町
住居

下ケ札

式拾俵
式人扶持

小普請組

中坊金藏 (廣風) 組

中西忠藏

三十八

三 (頭注)

右中西忠藏義、五六年以前は活板ニ日本外史を摺出候処、存外ニ多分之利潤を得、捌方宜ニ而追々別紙書目之通活板売出候由、右ニ付大部之書類有之候間手伝之者多入候処、承伝ひ諸家藩中二男三男等弟子同様家集、当時七八人も日々通ひ参り候ニ付、是迄板行難成御政事向ニ拘候写本類追々出来仕、且難伝写本類此節活板目論見候由相聞不穩候ニ付、右活板之内政談老部並目錄書付壹枚相添、此段奉入御聴候、以上、

丑五月

中西仲藏活板書目

拙修齋叢書目錄

外史 二十二卷

通議 三

山陽頼先生著撰

山陽頼先生著

穀堂古賀先生著

以下撰人姓名略

称谓私言 一

政記 十六

逸史 十三

通語 十

社倉私議 一

伝疑小史 一

静寄余筆 二

武徳編年集成 九十三

草茅危言 五

読史余論 三

冬読書余 二

逸史問答 二 問 潭花生

答 同関子

松隣夜話 二

関難問記 二

河中島五箇度合戦記 一

上杉輝虎注進状 一

奠陰略稿 二

政談 十

同廿三日、明朝書面進達之儀、桑山六左衛門え及掛合候処、御差支無之

旨答書申越、

同廿四日五時過、参 城、活板之儀存□〔念カ〕申上書面え御書取添、

新部屋におゐて主膳守殿え直達、且先日御渡し之別紙二通一同返上いたし候、

但桑山六左衛門致差引候、

一、右申上書面を返済、暫扣可申旨、六左衛門申聞候ニ付、扣罷在候処、

小普請方へ引取可申旨同人申聞候、余程過近敢可為勝手次第旨、同

人申聞候、

同廿 日進達書面

書籍活版いたし候者之儀存念可申上旨、御書面を以被仰渡候ニ付、愚存申上候書付

古賀小太郎

治国安民經濟之術ハ皆学問中之事ニ御座候へ者、学者たるもの常々講究可仕儀ニ御座候、然ルに古来之学者無益之空理而已を講論し当世之用に不相立文多き様成行候者、学者之流弊とも可申候、然し道理ニ二ツ無之候へども政事ハ時代に随て不同有之、我邦にて申候へ者、鎌倉以来天下之大柄武門ニ帰し海内一変いたし候処、鎌倉・室町二代天下

一統とハ申ながら始終兵乱不止致寧謐之時少く、御当代之昇平に統べ候ハ、天地之有隔とも可申、然ら者政教之模様も大に替り申候、王朝之政法者申迄も無之、鎌倉・室町同様武家之政事ニ御座候得也、其俣に者難用御座候、左候へ者今日經濟实用之学に志し候ハ、何レ慶長元和以来之国体を考究不仕候而者不相叶儀と奉存候、近代唐土明清之儒生古代をさし置、本朝臣下之上書奏議類斗を編集し經世文編と申大部之書を諸々上木いたし候而遍く世に行ひ候ハ右故之儀と奉存候、別紙活板書目録之内諸家之事蹟、古代之治乱を記し候文ハ暫さし置、其他之書籍、

権現様御創業以来

御代々之御武徳御仁政を録し、且治国之得失当否を論じ候ハ別に仔細も有之間敷、当世有用之学に心掛ケ候儀と奉存候、学者是等之書ニ依に

經濟實用之学ニ赴く文多く相成候ハ、其益不尠(出典)□奉存候、右之訳ニ御座候へ者、活版流布いたし候而も何も御政事之妨ニ相成候儀有之間敷奉存候、私儀若年之比より儒書ニのミ耽り記録類に疎く我邦之制度不案内ニ御座候へども、

御代々之御政事蹟政法等記し候書籍板行難相成と申も百余年来之事にて、其以前者差而御構無之候様奉存候、今に其比之板本色々残り有之候を以て考知るべき儀と奉存候、右板行難相成様相成候由来聡と相弁不申候得レ、元来下踐之身分之

御代々之御事蹟等書籍に書載セ公然と板行いたし(出典)□□恐多キ事ニ付、時之有司者□□重んじる誠実之心に右之ごとく取斗候儀哉ニ奉存候、是も一応道理相聞へ候得レ、権現様以來

御代々之御武徳御仁政一切板本ニ書載候儀不相成、遠方之人抔拜見仕候に

御徳化と奉仰候事出来不申候様相成候儀、盛世之御政事ニ者少しく狭き様被存候、猶又唐土之例を考へ候処、明清之世ニ降り法令甚嚴厲ニ御取(出典)□〔候カ〕得レ、先王之功業・当時之政法を書ニ著し刊刻いたし(出典)□少しも禁制無御座候、是者先代以來之美徳善政此書ニ依て益世に顯レ、教化之助にも可相成と存候而さし置候儀と奉存候、唐土之政事風俗宜敷とも難申、我邦におゐて一々学び候にも不及儀に御座候得レ、古来より彼之よる所を取用ひ候ハ仕来之様相成申候、右之一条者唐土大國寛大之風とも可申候へ者御取用ひ可然儀と奉存候、尤著述之内にても邪説を唱へて衆人を惑し時政を誹謗して不敬ニ流レ候類ハ問政之言ニ相成候(出典)□□之儀其假にハ難差置儀ニ奉存候、此度活板之書籍類何も右様之儀有之候とも不被存候へ者、御咎に被 仰付候訳合之文に

ハ有御座間敷奉存候、誠に前文申上候通、学者經濟之学におゐて一助にも相成候得者、則御文徳之教化に於ても毫髮之補無之とも難申候、若シ一概ニ御禁制ニ相成候ハ、固より文学御引立難有御趣意之障りにも相成可申、且々学者之たわけ經濟實用之学を打捨置、又々迂闊無用之風ニ立戻り候文多き様相成可申敷敷とも存候、旁以今書籍活板ニいたし候もの其假被成御差置候、咎に不被 仰付候方相当仕(出典)□□奉存候、以上、

丑八月

古賀小太郎

同九月八日、桑山六左衛門ヲ差越候書面

近日秋冷相催候へレ、益御壯健被為在奉欣悦候、然者明日重陽ニ付、御参

城御座候ハ、御達し之義可有御座、つぎ〳〵御呼出しに無之、御詰合之節御達し可有之との御沙汰(出典)□〔有カ〕之候、明日御参

城有無之儀、私心得迄ニ相伺申度候、貴様御一筆奉願上候、頓首、
九月八日

右返書、明日参 城之節罷上候段申遣候、

同九月五ツ時、登 城御礼前、六左衛門案内にて新部屋へ廻り候処、主膳正殿御書取を以 被仰渡、左之通、

書籍活板に致し候者之儀、其方申聞候趣を以何等之御沙汰に不及旨、年寄衆え申聞、此段為心得申達候事、

一、右仰渡済、六左衛門え面談之処、右之(出典)□御書取へ承付いたし差上可申、尤同人宅え可差越旨申聞候、

承付左之通
御書付見返し

御書取之通被 仰渡、奉畏候
丑九月九日 古賀小太郎

右之御書取承付いたし書面添、夕方六左衛門宅え持て遣候、

【付記】史料の閲覧・翻刻を許可して下さった石川武美記念図書館
成筭堂文庫に謝意を表す。

註

- (1) 川瀬一馬編『新修成筭堂文庫善本書目』（お茶の水図書館、一九九二年）、八六三頁。成筭堂文庫は、徳富蘇峰が収集した文庫である。「侗庵雜記」という表題は、蘇峰が付けたものであると思われる（なお、成筭堂文庫には、「侗庵雜編」「侗庵筆記類編別抄」「侗庵隨録」「侗庵雜纂」「侗庵隨記」「侗庵雜鈔」等、類似する表題の史料が所蔵されている）。
- (2) ただし、史学会第一一七回大会公開シンポジウム「天皇像の歴史を考える」（二〇一九年十一月九日）の私の報告「尊王思想と出版統制・編纂事業」において、この史料を初めて使用した。なお、本報告については、後日公刊する予定である。
- (3) 侗庵についての先行研究は、単著に限ると、前田勉『近世日本の儒学と兵学』（ベリカン社、一九九六年）、三谷博『明治維新とナショナリズム』（山川出版社、一九九七年）、眞壁仁『徳川後期の学問と政治』（名古屋大学出版会、二〇〇七年）、梅澤秀夫『早すぎた幕府御儒者の外交論 古賀精里・侗庵』（出門堂、二〇〇八年）、奈良勝司『明治維新と世界認識体系』（有志舎、二〇一〇年）を挙げることができる。
- (4) 中西忠蔵及びその活字版一件についての先行研究には、幸田成友「中西忠蔵と拙修齋叢書」（『幸田成友著作集 第六卷』中央公論社、一九七三年（原著は、『拙修齋叢

書』『図書館雑誌』第五四号、一九二三年）、多治比郁夫「拙修齋叢書の刊行者」『図書館界』第二卷第二号、一九六九年）、坂口筑母「幕末維新儒者文人小伝 第一集」（幕末維新儒者文人小伝刊行会、一九八六年）、中野三敏「近世木活字本の魅力」（『ビブリア』第一二二号、二〇〇四年）、中村安宏「検閲と幕府儒者——天保改革の文教政策」（『歴史』第一三〇輯、二〇一八年）等がある。

(5) この点に関する出版統制の変遷を簡単に述べておくと、享保七（一七二二）年十一月の触れ（新板書物の儀ニ付町触）では將軍家に関わること刊本・写本とも禁止であった。そして、同二十年五月の書物問屋仲間への申し渡し（諸書物ニ権現様並御代々様御名書入之定）では、この条目を一部変更し、今後、「急度致たる諸書物」では歴代將軍の名前を出すことは許可とした（ただし、「御身上之儀」「御物語等之類」は禁止）。以降は、この方針が天保十三年六月の出版統制の変更まで続いた。

(6) 藤田覚『天保の改革』（吉川弘文館、一九八九年、一一五—一二七頁）等。

(7) 頼山陽『日本外史』『通議』『政記』、尾藤二洲『稱謂私言』『静寄余筆』『冬読書余』、中井竹山『社会私議』『草茅危言』『逸史』『奠陰略稿』、中井竹山・菱川大観『逸史問答』、中井履軒『通語』『伝疑小史』、木村高敏『武徳編年集成』、新井白石『説史余論』、荻生徂徠『政談』、『関難問記』、『松隣夜話』、『河中島五箇度合戦記』、『上杉輝虎注進状』。

(8) 『大日本近世史料 市中取締類集十八』東京大学出版会、一九八八年、一一九頁。

(9) 藤田覚編『幕藩制改革の構造』山川出版社、二〇〇一年、四一—四五頁。

(10) 深井雅海『江戸城』（中公新書、二〇〇八年）、七八—八二頁。

(11) 「市中取締書留 十の七十九 分冊の三」（国立国会図書館蔵 所収の「活版いたし候者之義ニ付申上候書上」とほぼ同文。

(12) 書名・巻数については、前掲「市中取締書留 十の七十九 分冊の三」所収の「其目録写」とほぼ同じ。

(13) 前掲『大日本近世史料 市中取締類集十八』、一一九—一二〇頁。

(14) 承付については、藤田覚『近世史料論の世界』校倉書房、二〇一二年、八九—九三頁。

(15) 『徳川禁令考 前集第五』創文社、一九五九年、二五六—二五七頁。

吉田精一、『浪漫主義の研究』、東京堂出版社、1970年

小田切秀雄編、『明治文学全集 29 北村透谷集』、筑摩書房、2013年

Arthur O. Lovejoy, On the Discrimination of Romanticisms, PMLA, Vol. 39, No. 2, Jun. 1924

註

- 1) Arthur O. Lovejoy, On the Discrimination of Romanticisms, PMLA, Vol. 39, No. 2 (Jun., 1924), p. 252. 「It is just these internal incongruities which make it most of all evident, as it seems to me, that any attempt at a general appraisal even of a single chronologically determinate Romanticism—still more, of “Romanticism” as a whole—is a fatuity.」
- 2) ミシェル・フーコー『作者とは何か?』清水徹・豊崎光一訳、哲学書房、1990年9月、46頁
- 3) リュディガー・ザフランスキー（著）津山拓也（訳）『ロマン主義：あるドイツ的な事件』法政大学出版局、2010年12月、第一章「ロマン主義の発端—ヘルダー海へ出る」を参照。
- 4) 野口武彦『日本思想史入門』筑摩書店、1993年5月、180～181頁
- 5) 神林恒道『近代日本「美学」の誕生』講談社、2006年3月、232頁
- 6) 同上、222頁